



警察庁のウェブサイトに掲載されている「令和2年改正道路交通法リーフレットA」。パンチの効いた劇画調のイラストで、あおり運転が厳罰化されたことをアピール



5年以下の懲役または100万円の罰金!免許は取り消され3年間再取得できない!世間をたびたび騒がせた「あおり運転」にこうした重い罰則が科されることになった。今回の法改正は、車だけでなく自転車も対象になることから、しっかりとルールを把握しておきたいところ。あおり運転から身を守るためにも、そして自分があおり運転の加害者にならないためにも、全ドライバーが注意を払うべきポイントと大切な心がけを、専門家と徹底解説する!!

取材文撮影/桐島瞬

道路交法に「妨害運転」が新設され、自転車も対象に!

全ドライバー!必読!!

あおり運転の厳罰化の中身

車間距離を詰めたり、急ブレーキをかけたり、無理な割り込みをするなどして妨害運転罪に問われると、懲役または罰金、免許取り消しになる

あおり運転(妨害運転)の対象となる10類型の違反



新たに違反となる行為ができたわけではなく、従来からある違反行為をあおり運転に使ったと見なされた場合、妨害運転罪に問われる。図は警察庁「令和2年改正道路交通法リーフレットB」から抜粋

出したのですが、道交法はほかの車に意図的に迷惑をかけることを想定しない作りになっており、刑法などほかの法律の適用にも限界があった。そこで今回のふたつの法改正

を務める菰田潔氏に、妨害運転の対象になる10の違反を解説してもらった。

①通行区分違反

「対向車線を逆走してほかの車の走行を妨害すると、通

行区分違反であおり運転と異なります。日本は左側通行だからセンターラインがあれば左側を走るのが原則。ところが、あおり運転ではセンターラインを越えて反対車線を走るケースがあります。センターラインを越えるのは、禁止区間でなく、対向車がいなくても追い越しするときだけなら許されます。ですが、あおり運転は故意に対向車に向かっていくなど、非常に危険で罪も重くなります」

②急ブレーキ禁止違反

「前を走っている車が後ろの車を驚かせようとして急ブレーキを踏めば妨害運転です。追突の危険もあり、非常に危ない行為です。教習所の技能講習で急ブレーキを習います。本来の使い道は事故を防ぐための危険回避です」

③車間距離不保持

「あおり運転で最も典型的な違反が車間距離を極端に詰めることです。では、どのくらいの距離ならよいのでしょうか。道交法には『直前の車両が急停車した場合でも追突を避けることができる距離』としか書かれていません。私が提案するのは、先行車

とのスペースを2秒開けるルールです。欧米諸国では広く適用されています。2秒の根拠は、前車がなんらかの運転操作をした場合の反応時間に1秒、ドライバーがそれに対応してハンドルを切る、ブレーキを踏むなどの行動時間が1秒です。自分で気づかず車間距離を詰めて走ってしまう人がいますが、この2秒を意識すれば先行車からあおっていると恐れられません」

④進路変更禁止違反

「進路変更をする際、変更後の進路を走る後続車両の通行を妨害すると適用されます。車間距離を取らず、急激な割り込みのような形で進路を変えると、あおり運転と見なされるでしょう。道路交法施行令では、左右の進路変更を行なう際には3秒前に合図を出す定められていて、それに沿った運転が基本です。地域によっては、進路変更の直前にウインカーを1回ぐらいいし点滅させないことが慣例になっていることもあるようですが、これも妨害運転と思われるかたはなし」

⑤追越し違反

「左側通行の日本では、追い

どんな運転が妨害運転罪に当たる?

道路交法(道交法)と自動車運転死傷処罰法が相次いで改正され、あおり運転が厳罰化された。

道交法は6月30日から「妨害運転罪」を新設し、ほかの車の通行を妨害する一定の交通違反をすると、あおり運転として摘発されることになる。続いて7月2日には、自動車運転死傷処罰法に、危険運転致死傷罪の対象となるふたつの行為が追加された。ひとつは、通行を妨害する目的で走行中の車の前方で停止す

越しは追い越したい車両の右側からしなければいけません。左側車線から追い越すと違反です。先行車の前に出るために左側から強引な追い越しをすることがありますが、これは妨害運転となります」

⑥ 減光等義務違反

「夜間に走行するときには前照灯（ヘッドライト）をハイビームにしなければなりません。先行車や対向車がいる場合はロービームへの切り替えが必要です。前の車が車線を空けないからといって、退かせるためにハイビームで追走するのはあり運転と見なされます。立て続けにパッシングをするのも同様です。本来パッシングは高速道などで、ホーン（警告器）を鳴らしても聞こえないときの危険回避のためにするものです」

⑦ 警告器使用制限違反

「どけどけとホーンをけたたましく鳴らせば妨害運転です。本来、ホーンは危険が迫ったとき事故を防ぐために使うもの。ほかの車を威嚇するためや、邪魔だからといって相手を退かす目的で使っては いけません。自動車文化度が低い国や地域では、ホーン

を乱用する傾向にあると私はみています。そう思わないためにも、本来の目的に沿って最小限の使用にとどめることが必要です」

⑧ 安全運転義務違反

不適切な運転に対して幅広く適用される違反ですが、あり運転の場合は幅寄せや蛇行運転が対象となります。車線内で左右に幅寄せしたり、車の前に出てジグザグに走るなど、明らかにやがらせをする妨害運転になります」

⑨ 最低速度違反（高速自動車国道）

「高速道路にはそれ以下のスピードで走ってはいけない最低速度があり、原則は時速50キロ。後ろの車へのいやがらせでこの最低速度以下で走ると妨害運転と見なされます」

⑩ 高速自動車道等駐停車違反

「高速道路は駐停車禁止です。止めるならパーキングエリアかサービスエリアでないと違反になります。2017年の東名のあり運転事故では、追い越し車線に車を止めたことがトラックに追突される原因となりました。時速100キロで走行する高速道路上に



ウーバーイーツの配達員や自転車で通勤する人が増えたことで、自転車同士や車とのトラブルも増加。自転車が法改正の対象に含まれた理由のひとつだ

自転車のあり運転は5万円以下の罰金も

止めれば重大な危険を招きます。悪質なあり行為といえるでしょう」

あおられない運転を心がけること、それにもしあおられても挑発に乗らないことが重要だが、一方、あおる側にならないためには怒りの気持ちを抑えてコントロールすることが大切だと菰田氏は説く。

「相手の運転にコノヤローと思ったら、次の行動に移る前に5秒待つ。すると冷静になります。それに、追い越し車線をダラダラと走ったりせず、後ろから車が迫ってきたら左側によけるなど、自分からあおられる要素をつくらな

いことも必要です」

そして今回の改正では、自転車のあり運転も危険行為の対象となる。今までは信号無視や通行禁止違反など14項目が危険行為に指定され、14歳以上の自転車運転者が3年で2回以上の危険行為を繰り返すと3時間の講習を受ける必要があった。そこへ今回、妨害運転が加わったのだ。

アトム市川船橋法律事務所の高橋裕樹弁護士が話す。

「自転車を業務で使う人などが増え、自転車同士や車とのトラブルが増えているのが今回、含まれた理由です。対象となる違反は、車の妨害運転に適用される10類型から「減光等義務違反」「最低速度違反」「高速自動車国道等駐停

車違反」を除いた7項目です。無理な追い越し、ベルの乱用、蛇行運転など、自転車に乗る人がついやりがちな行為を車や自転車を相手に行なうと妨害運転と見なされます。講習を受けることになれば費用が6000円かかり、受講命令に従わないと5万円以下の罰金が科せられます」

では、今回の厳罰化であり運転は減るのだろうか。前出の高山弁護士は一定の効果はあると予想しつつ、さらなる取り組みが必要と述べる。

「飲酒運転が厳罰化で減ったように、厳罰の威嚇効果であり運転はある程度減るでしょう。しかし、頭に血が上ると理性のたがが外れる人には厳罰化はあまり効き目がない。あり運転を撲滅するには処罰最優先ではなく、譲り合いを徹底的に教え込む運転基礎教育を社会に広める取り組みが必要です」

あり運転で事故を引き起こせば、大切な人を悲しませるかもしれない上、社会的な制裁も大きい。失うものの大きさを考えたら、たとえ頭に血が上っても自制するのが賢いドライバーの運転術だろう。